

近代天皇制国家における宗教・教育政策 に関する一考察*

—明治期を中心に—

申長鎬^{**}

(e-mail : tsukubashin@bufs.ac.kr)

<目次>

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1. はじめに | 3. 明治国家の宗教・教育政策 |
| 2. 天皇制と国家神道 | 3.1. 国家神道と宗教政策 |
| 2.1 天皇と国家神道 | 3.2. 国家神道と教育政策 |
| 2.2. 天皇の神格化 | 4. 終りに |

キーワード：明治国家(Meiji nation)、天皇制(Emperor System)、国家神道(National Shinto)、宗教政策(Religious policy)、教育政策(Education policy)

1. はじめに

日本の近代化の特徴は、西洋化と日本化の同時遂行という一種の矛盾した政策の中に求めることができると思われる。

要するに、一方では西洋の科学技術や法律、国家制度などを模倣する形をもって導入することで西欧化を進め、他方では不平等条約を解消し、急速な国民統合を図ることによって富国強兵の道を歩み、民族意識を強めるために反西欧化を唱えながらも日本化を進めるという政策であった。明治維新の指導者らが良く使った「和魂洋才」という言葉は、矛盾した両面性を内包しながらも調和された政策を打出そうとした日本の近代化の性格を適

* 이 논문은 2019년도 부산외국어대학교 학술연구 조성비에 의해 연구되었음.

**釜山外國語大學校 日本語創意融合學部 助教授、日本學

切に表したと思われる。

近代日本の天皇制国家は、現人神天皇が統合する宗教国家であり、その宗教的權威の絶対性と威信を守るために、全宗教を統制し、厳しい監視を怠らなかった。一般に宗教は自らの「神」を絶対化し、その教義において独自の価値観を掲げるから、いずれの宗教も皇宗と天皇を絶対化する国家神道との間に、潜在的な緊張関係を孕んでいたといえる。

当時の内務省および文部省の宗教政策は事実上の公認宗教である神仏基三教とその附属教会などを国家神道に従属させ、天皇制的な国民教化の一翼を担わせることを眼目としていた。この枠組から外れた非公認の宗教は、宗教政策の対象ではなく、もっぱら内務省の監視と取締の対象となったのである。

このように強烈な宗教国家の例に洩れず、近代天皇制国家は全宗教を統制し、必要であれば容赦なく弾圧を加える必然性を体質的に備えていたのである。つまり公認、非公認を問わず、宗教を威嚇し、禁圧する根拠は何よりもまず、天皇の神聖不可侵性の擁護という大義名分であった¹⁾。

明治政府の宗教政策は、前述したように二重的性格を反映していると思われる。明治政府は王政復古がなされるとすぐに、神祇官を再興し、祭政一致を目標とした神道国教化政策を進め、神仏分離とキリスト教禁止を押し進めた。しかし、西欧の反対によって一八七三年にはキリスト教禁止が解除され、信教の自由の保証という近代国家の原則が受け入れられるようになった。

神祇官による神道国教化政策も仏教の反対や神道の態勢不備などによって挫折し、国民教化政策に道を譲ることになった。その過程で神社神道から宗教性を無くし皇室神道と融合させることにより国家神道を形成し、宗教としての神道は教派神道として分離するという政策が推進されたのである²⁾。

このような宗教政策が明文化されたのは大日本帝国憲法においてであるが、帝国憲法は万世一系の統治と天皇の神聖不可侵をうたうことにより明治国家の宗教制を表明しつつ、他方では信教の自由を保証するという両面性と矛盾を内包する結果となった。

このような観点から本稿では、近代日本の天皇制国家における宗教政策の転換による国家神道体制³⁾の確立と教育政策で打ち出した明治国家のイデオロギー政策を把握し、考察したい。

1) 村上重良(2007)『天皇制国家と宗教』講談社学術文庫、pp.194-195。

2) 前掲書、村上重良(2007)pp.93-105、蔵田雅彦(1990)「近代天皇制国家の宗教政策とキリスト教—日本統治下朝鮮を中心にして—」『国際文化論集』第2号、桃山学院大学文学出版、p.30.再引用

3) 国家神道体制の概念について、村上重良は近代天皇制国家が神社神道と皇室神道を結合し、宮中祭祀を基準に神宮・神社の祭祀を組み立てることによってつくりだした国家宗教のある国家神道が、宗

2. 天皇制と国家神道

明治維新以降、天皇の祭祀や教育勅語などの天皇崇拝による教化システムが国家的な神社崇敬と結合して近代的な国家神道が形成されたと考える。明治維新以前から存在したある種の神道的な儀礼や概念が天皇制国家の支柱として導入され、その後も国民生活に大きな影響を及ぼし続けたのである。近代における神道の現れとして神社神道も教派神道も重要だが、天皇崇拝を基軸とした祭りや教育勅語・国民道徳論などのシステムを除外しては神道の歴史的な広がりを矮小化してしまうことになる。

2.1 天皇と国家神道

つまり、戦時中の国民生活に現人神としての天皇への篤い崇敬が広まったこと、近代天皇制国家が全体として宗教的熱狂へと傾いていったことは否定できないのである。

これは嘗て、「大日本帝国は、万世一系の天皇皇祖の神勅を奉じて永遠にこれを統治し給ふ。これ、我が万古不易の国体である。而してこの大義に基づき、一大家族国家として億兆一心聖旨を奉体して、克く忠孝の美德を發揮する。これ、我が国体の精華とするところである。この国体は、我が国永遠不変の大本であり、国史を貫いて炳として輝いている。而してそれは、国家の発展と共に弥々鞏く、天壤と共に窮るところがない。我等は先づ我が肇国の事実の中に、この大本が如何に生き輝いているかを知らねばならぬ⁴⁾」と論じているように、天皇はある時期、人類を救う救世主として多数の日本人の宗教的崇拝対象となったのである。

このように国家体制そのものが天皇崇拝教に傾く事態が、明治以降の日本の社会にとつてどれほど必然的なものであったかについての判断は難しいが、近代天皇制が国家神道の宗教的権威と不可分の関係にあったと見る村上重良⁵⁾はこの必然性を強調する論者の代

教ではないという建前で神仏基の公認の三宗教の上に君臨し、時代錯誤の宗教国家を支える宗教支配の体系と規定した。前掲書、村上重良(2007)p.196。

4) <https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%9B%BD%E4%BD%93%E3%81%AE%E6%9C%AC%E7%BE%A9> 文部省編纂(1937)「万世一系論」『国体の本義』、p.9.(検索日2019.08.15)

5) 村上重良は、日本の国家神道の研究で岩波新書の『国家神道』では、国家神道論における定説として長く扱われてきた。村上によると、明治政府は神道を国教化しようとして当初から天皇を中心とする神の国を作り上げようと精力的に動き、国民を神道信仰に駆り立てたという。しかし、近年の島藺進・阪本是丸・新田均らによる検証により、明治政府の中にも伊勢派・出雲派などの路線対立が有り、一枚板ではなかったこと、明治政府の神道信仰の強制がほとんどなかったことなどの史実を踏まえると、村上の国家神道論は粗雑かつ本人の先入観に基づく説だったのではないかといわれる。

表である6)。

いずれにしても国家神道は、帝国憲法を最終的に括る国家権力の宗教的性格の具体化であった。そして天皇にいったいの価値基準をおく教育勅語は、天皇への忠誠と祖先崇拜を結合した国民教化を目的として創られて、国家神道の事実上の教典となり、同時に、学校教育の基本とされた。近代天皇制国家は、近代性、合理性を標榜する学校教育と、古代的な非合理性に立つ神道祭祀の両面から、国民イデオロギー的に支配した。

国家神道の思想としては、敬神崇祖から八紘一字へと展開し、内政における天皇帰一の家族国家観と、外に向かつての排外侵略思想を宗教的に基礎づけ、ファシズムの時期における国家神道の軍事的侵略的教義の展開は、国家神道の本質の顕在化であった7)。

そもそも国家神道という概念を国家機関として位置づけられた神社神道を指すものとして理解する神道学者たちは、ファシズムや侵略主義や軍国主義の責めが神道に帰せられることに反対の立場である。明治憲法による天皇制そのものも、国家宗祀の役割を与えられた神社神道も、それ自体は穏健な側面が大きかった。村上氏の叙述によれば国家や国家機関となった神社神道が先導者だったかに読み取れるが、ファシズムや軍国主義の下で昂揚した天皇崇拜はたかだか満州事変以後の十数年のことであり、その責めはむしろ様々な思想的背景をもつ右翼のイデオログや佐野神道に帰されるべきだという8)。

日本の国民国家形成の中で、神道は天皇中心とする国家の聖化に深く関わり、新たにその側面から国民生活に浸透していった。そのような神道の新しい側面こそ国家神道と呼ぶのが適切である。

このような国家神道は自らを宗教外のものとして位置づけられ、個々人が信奉する諸宗教との共存を前提としたシステムだったが、両者の対立が先鋭化した時には諸宗教の抑圧に帰結した。

国家統合の役割として天皇崇拜や国家神道が重視されたものの、国民の日常生活において国家神道的な思考や実践の占める位置は限られており、信教の自由はかなりの程度まで認められていた。

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%9D%91%E4%B8%8A%E9%87%8D%E8%89%AF>(検索日：2019.08.15)

- 6) 島園進(2002)「国家神道とメシアニズム—天皇の神格化からみた大本教—」『天皇と王権を考える』第4巻、岩波書店、pp.247-248.
- 7) 村上重良(1970)『国家神道』岩波書店、p.225.
- 8) 葦津珍彦(1987)『国家神道とは何だったのか』神社新聞社、p.15.島園進(2002)「国家神道とメシアニズム—天皇の神格化からみた大本教—」『天皇と王権を考える』第4巻、p.248.再引用。

このように広い意味での国家神道の影響力について評価するとき、天皇崇拝が人々の間にどのような形で受け入れられていたかの理解は一つの焦点になると思う。

2.2 天皇の神格化

天皇の神格化は一九三〇年代、とりわけ三五年の天皇機関説事件以後、急速に進展した。昭和維新を目指す青年将校や在野の右翼運動が国政を天皇崇拝による一体化の方向に導こうとして、満州事変や天皇機関説批判などを通して実現していた。そして国体論的ナショナリズムは明治憲法体制の土台の一部であったが、立憲政治を確立して天皇親政による専制を抑えるという合意であった。ところがやがて天皇の存在を神格化し、天皇と国民が一体化した意志の下に理想的な祭政一致の政治を行うという概念が優位に立つようになり、立憲政治は崩壊していく。例えば二・二六事件の青年将校はそうにして神格化された天皇のあり方の具現を目指そうとしたのである⁹⁾。

一九三五年の相沢事件で証人訊問に立った皇道派将校の大岸頼良は次のように答えている。

最モ大キナ影響ヲ与エマシタノハ、御歴代ノ御勅語ト古事記デアリマシタ。ソウシテ古事記ノ修理固成ヲ深く考ヘ初メマシタ処、遂ニ神ト云フ様な感ニ発展シテ参リマシタ。神仏ト云フ靈的ナ考ニ捉ハラマシテ、遂ニ現人神陛下ガマシマスト云フ信仰ニ、到達致シマシタ。之ガ在来ノ単ナル所謂政治、社会、経済機構第一主義ノ考方ニ、決定的ナ判決ヲ与ヘマシタ。此判決ト申シマスノハ、所謂維新ナルモノノ真髓ハ、先ヅ第一ニ我々が現人神陛下ノ子デアリ、赤子デアルト云フ自覚、信仰デアルト云フ結論デアリマス¹⁰⁾。

以上の答弁は、青年将校が天皇を救世主と見做すに至る例であるが、この宗教的信念は「維新」という政治信条の洗練に関わるものと考えられている。国体論的ナショナリズムは明治後期以降の政治の広い基盤をなしていたとすると、それを宗教的に突き詰めようとしたと思われる。

一九三〇年代における天皇の神格化とは、これほどに極端ではないにしても政治的な問題意識から発し、天皇を日本と世界を救う救世主の地位に高めようとした人々の運動に多く

9) 前掲書、島園進(2002) pp.249-250.

10) 高橋正衛(1969)『昭和の軍閥』中央公論社、p.105.

を担っている。国家神道という用語を用いるなら、三〇年代の国家神道は陸軍将校や在野右翼運動などに導かれながら、次第に天皇を救世主として崇敬する救済宗教の性格を帯びるようになったのである。

一方明治末期以降、人々は自らのために死んだとされる戦死者を祀る天皇の姿を固唾を飲んで見守り、聖なる天皇自信を祀る大葬礼や大嘗祭に注意を傾け、教育勅語を記憶しつつ深々と拝礼していたとしても、国家神道のなかに天皇を救世主とする意識がどれほど含まれていたのだろうか。

天皇の神格化・メシア化の度合いの評価は容易ではないが、そのような天皇のメシア化の推進が、どのような人々によって、どのような動機の下で進められてきたかを知るのも容易ではないと思う。

そもそも天皇制とは何であるのかを考察した天皇論として、折口信夫の議論がある。折口は『神道に現れた民族論理』で次のように論じている。

まず祝詞の中で、根本的に日本人の思想を左右している事実は、みこもちの思想である。みこもちとは、お言葉を伝達するものの意味であるが、そのお言葉とは、畢竟、初めてその宣を發した神のお言葉、すなわち「神言」で、神言の伝達者、すなわちみこもちなのである。(中略)最高位のみこもちは、天皇陛下であらせられる。すなわち、天皇陛下は、天神のみこもちでおいであそばすのである¹¹⁾。

以上のように折口は、天皇とは、最高位の「みこもち」、すなわち、神のお言葉をいただく祭祀の担当者の中で最高位の人であるとしながら、主に、祭祀における神との関わりで天皇を考察しているのである。

さらに、福沢諭吉は、『帝室論』の中で次のように言っている。

帝室は遙に政治社会の外に在り。軍人は唯この帝室を目的にして運動するのみ。帝室は偏なく党なく、政党の孰れを捨てず又孰れをも援けず。軍人も亦これに同じ。固より今の軍人なれば陸海軍卿の命に従て進退すべきは無論なれども、卿は唯其形態を支配してその外面の進退を司るのみ。内部の精神を制して其心を収攬するの引力は、独り帝室の中心に在て存するものと知る可し¹²⁾。

11) 折口信夫(2003)「神道に現れた民族論理」『古代研究Ⅱ 祝詞の発生』、中央公論社、p.139.

12) 福沢諭吉(1969)「帝室論」『福沢諭吉全集』第五卷、岩波書店、p.268.

福沢の『帝室論』が発表された時期は、国会開設の詔が出された直後の一八八二年であり、帝国議会の開催が現実のものとして未来に迫ってきた時期である。福沢は、国会での論争が加熱しすぎて、日本が内乱状態に陥ることを憂慮していた。

そこで、帝室を「政治社会」という騒擾の外に置き、軍人が特定の政党にあやつられ、日本が分裂しないよう訴えたのである。また、福沢は「我輩は赤面ながら不学にして、神代の歴史を知らず又旧記に暗しといえども、我帝室の一系万世にして、今日の人民が之に依て以て社会の安寧を維持する所以のものは、明に之を了解して疑わざるものなり¹³⁾」と述べている。つまり福沢は天皇制の起源や本質を論じるのではなく、むしろ、その機能や効力に論の基礎を置いている。

福沢の天皇論は、皇室の存在が日本史において、内乱を防ぐという機能を果たしてきたことを周知するという点に眼目がある。

このよな天皇の神格化は、開国前後の幕末の日本で尊王攘夷論が演じた役割に間接的な関係がある。尊王論は本来は水戸学が太平の時代における徳川幕府の権力を正当化するために作り出した言説だったのだが、日本近海に外国船が頻繁に出没し始めた十九世紀前半の時代状況の中で攘夷論に結びついた。そして幕府がペリーの黒船の外圧に屈して開国し幕藩体制の要である鎖国政策を放棄したとき、その権力は正統性を失い、薩長など西国の諸藩には関ヶ原の合戦の敗者復活戦をやる絶好の機会が訪れた。そこでよろめく幕府を叩く大義名分として、安政の大獄から桜田門外の変までの一時期、尊王攘夷論の影響力は絶大なものになったのである。

攘夷の急先鋒だった薩摩藩は薩英戦争を機に英国に留学生を送るほど親英的になり、勤王の志士たちのバイブルとなった「新論」を書いた水戸学の会沢正志斎も晩年には開国論に転向してしまった。となると幕府から権力を奪取したい人々には、倒幕の論拠としては尊王論しか残っていないことになる。ところが開国後の日本の大勢は幕府と朝廷を和解させる公武合体論に傾くのである。その上將軍徳川慶喜は抜け目なく大政奉還の儀式をやってみせることで尊王論者を出し抜いてしまうのである。将軍が天皇に政権を返上申し上げた以上、幕府を討つ理由はなくなった訳である。

徳川慶喜の巧みなマヌーバーのせいで、討幕派の権力亡者らは正統性を欠いたクーデターを強行する羽目になった。そのうえ彼等は、開国後ひとときわ活発になった国の世論の前に、何とかしてこの暴挙を正当化せねばならない。そこで名分上では進退極まった彼等

13) 前掲書、福沢諭吉(1969) p.263.

は、天皇は世俗を超越した神聖な存在であり、神聖不可侵な天皇から実権を奪った過去の幕府の行為ほど恐れ多く不埒なものはないとし、天皇の神聖化を明治憲法の原則にしたのである。

関曠野のコラムによれば¹⁴⁾、当時の京都の人々にとっては皇室は神秘的カリスマなどでなく、京都の数ある名家の中のトップの家門にすぎなかった。この京の名誉文化人とでもいふべき存在だった天皇が突如現人神になった理由はただひとつ、維新の犯罪的でスキャンダラスな性格を神聖なる天皇の神聖性で覆い隠すためであるとしている。つまり、氏は尊王も攘夷も国体論も天皇の神格化に直接の関係はないとしているのである。

3. 明治国家の宗教・教育政策

江戸幕府の宗教政策は、仏教と神道の二重国教制に立つ全宗教の統制支配の政策であった。一六世紀室町末期の戦国の争乱から織田、豊臣政権による近世的統一へと向かう日本社会では、寺檀関係の広範な成立を背景に仏教各宗が激しく教勢の拡張を競いあっていた。

当時、最大最強の仏教宗派であった本願寺教団は石山本願寺を頂点に、強大な武力をそなえた封建勢力として近世的統一者と拮抗していた。

一五世紀に京都を制圧した法華宗は、町衆に支えられて、旧仏教の雄、比叡山延暦寺の衆徒と戦ったが天文法華の乱で敗退した。

旧仏教の天台宗、真言宗をはじめ南都諸宗は、戦国の群雄の争覇の渦中で、古代以来の既得の権益を守るために策動していた。新仏教では室町幕府と結ぶ臨濟宗は、幕府の衰退と共に京都五山、鎌倉五山の地位も傾き、地方の有力な大名の保護を得て、五山文化の命脈を保っていた。

一方、一八八〇年代の初め頃は、明治国家のイデオロギー政策の体制的確立の端緒を画した時期でもある。宗教分野において、すでに神祇官の設置・廃仏毀釈に代表される「単一的な神道国教化」政策は崩壊されていたが、これに変わって一八八一年の神道大会議を契機とし、一八八二年一月の神宮・教導職の分離、一八八四年の神・仏教導職の全廃、管長統制制度の確立によって「神は宗教にあらざりて国家の祭祀であ

14) 関曠野コラム:<http://www.geocities.co.jp/WallStreet/4041/index.html>(検索日:2019.08.20)

る¹⁵⁾」という論理の成立によって国家神道体制がはっきりと敷かれたのである。また、教育の分野においては、一八八〇年に教育令が改正され、従来の自由主義的教育にかわり、後に教育勅語に示されるような天皇制的・国家主義的イデオロギーを内容とする教育が開始される。

このように一八八〇年代の初め頃は、国家のイデオロギー政策の重要な分野である教育・宗教政策において歴史的な位置を占めるものである。

この時期に行われた明治国家の宗教・教育に対するイデオロギー政策の体制的確立の端緒は、後の帝国憲法、教育勅語において完成する。そして、この確立されたイデオロギー政策は敗戦に至るまで、幾度かの修正を受けながらその有効性を保っていくのである。

日本の近代社会における国家と宗教の関係は、一八六八年の明治維新に始まる神道国教化政策によって、基本的に方向づけられた。神道国教化から国家神道の創出への基本路線は、前述のように二世紀半を越える江戸幕府の宗教政策を部分的に継承しながらも、全体としてこれを変改し、否定することで歩みはじめた。

このような近代天皇制政府の宗教政策は、根深い矛盾を内包しつつも、わずか十数年で新しい国教として国家神道を確立し、国民を精神的に有効に支配することに成功した¹⁶⁾。

この歴史的事実は新政府の指導層が、自覚的にせよ無自覚的にせよ、幕府体制下の国家と宗教の関係と、両者の間に累積した矛盾をとらえ、試行錯誤を繰り返しながらも短時日で版図の全宗教を精神的に国民を支配する道具に作り替えたことを意味していると思われる。

それゆえに近代天皇制国家と宗教とのかかわり合いを追求する前提として、われわれは幕府体制下の宗教について、基本的な問題点をあらかじめ把握して置く必要があるだろう。

つまり、戦前の天皇制国家から戦後の象徴天皇制国家へと、日本の国家体制は変わったのであるが、それは表面上であり、天皇制は廃絶されることなく形を変えながら再編成、そして再生産され続けたと言える。したがって天皇制が存続している限り、現存する天皇制の性質の根本は、戦前の近代天皇制国家の性質に存すると言えよう。

近代天皇制国家は、その宗教的な基盤である国家神道に立脚して、国家の中核に据えられた「神裔」とされる天皇を中心にして国家体制は整備された。

15) 中島三千男(1972)「大教宣布運動と祭神論争—国家神道体制の確立と近代天皇制国家の支配イデオロギー」『日本史研究』126巻、日本史研究会、pp.26-27.

16) 前掲書、村上重良(2007) p.17.

前項で述べたように、少数の下級武士で実行された王政復古クーデターによって成立した不安定な権力基盤にある明治政府によって、神話に基づいて神格化された天皇は揚げられ、明治政府はこれを支配の正統性の根拠として示したのである。

周知のとおり近代天皇制国家を初期段階で方向づけしたのは明治政府であり、その中で政府の主要な地位にあった岩倉具視は政府の政策決定に深く関与していた¹⁷⁾。

岩倉は基盤が不安定な天皇中心の体制をいかに安定させ、擁護するかということを中心に近代天皇制国家の形成に大きく関与し、天皇の神聖性と絶対性を主張することと近代天皇制国家の形成のために活躍していた。

例えば、岩倉は国体論において、天皇や「国体」を憲法で擁護することの前提として、天皇を神化、絶対化することで天皇や「国体」を守り、自由民権運動を迎えて人心を天皇の下に掌握し、不安定な政権を安定させることに重点が置かれていた。つまり、天皇は「万世一系」の「現人神」であるがゆえにその絶対性や神聖性は明確であり、その「国体」に人々は従属すべきであると岩倉は考えていた。かつて「祭政一致」を前面に押し立てた時と状況は異なるが、ここにあって祭政一致を再び強く主張したのである。

このことによって、「憲法ノ実力ヲ保ツハ皇室ノ実力ヲ保ツニ在ルコトハ明ラカナル可シ¹⁸⁾」と述べているように、憲法で制限されない超越した「現人神」天皇を中心に据えた体制、「国体」を擁護し、そして、政権の基盤を安定させた上で憲法を制定しようとした。つまり、岩倉は一貫して「祭政一体」を基調としてあり、近代国家より「天皇親政」を成立させることを中心に活躍していたことを示している。

3.1 国家神道と宗教政策

天皇制とは、明治維新によって日本の権力の中枢に復権し、一九四五年の敗戦まで日本を統治、すなわち国体の中枢となっていたのである。本稿では、戦後人間宣言をして新憲法のもとで国民統合の象徴とされるようになった天皇、および天皇制については言及しないことにする。

本稿で取り上げる天皇制とは、開国から明治維新を経て近代国家へ脱皮しようとした日本の国民統合の支柱となり、帝国主義的な植民地支配と侵略戦争を後押しした体制であったのである。実質上、明治維新の性格および天皇制の定義に関しては数多くの研究

17) 朝熊香織(2000)「近代天皇制国家の形成—岩倉具視の活動を通して—」『竜谷大学大学院文学研究科紀要』22集、竜谷大学紀要編集委員会、pp.267-268.

18) 前掲書、朝熊香織(2000) p.271.

がなされてきたにも関わらず、必ずしも見解の一致は見えていないのである。

さらに明治維新の定義に関しても講座派と労農派の間に対立した見解があって、そのことが天皇制の分析においても見解の違いとなって現れていることは周知の通りである。その点については亀井勝一郎¹⁹⁾が述べているように、擬似宗教国家という解釈がより適切に天皇制の特徴を指摘していると思われる。

また、宗教学者の村上重良²⁰⁾は、天皇制の宗教性を強調しながら絶対主義天皇制という講座派の解釈を受け入れているように思われる。これまでの天皇制に関する研究は、主に政治権力としての天皇制を強調する学者と、祭司王としての機能を強調する学者の二つグループに分けられる。

ところで、近代天皇制は、表面的には立憲軍国家体制をとりつつ陸・海・空軍を統率する絶対権力を持っていた。しかし、天皇制は神道という古代の宗教的イデオロギーと財閥に代表される近代資本主義、さらには帝国主義的侵略を可能にした軍部の支えなしには存在することができなかつたのである。

このような諸勢力の混合物は、後発の資本主義国家としての日本が世界的な競争の中で生き延びていく一つの方便となつたのである。

宗教的体制としての天皇制が持っていたもう一つの性格は、抱擁的性格であるが、この点は所謂家族国家論と関連している。すべての国民を赤子とし、戦死者のために祭司を行う存在が天皇であった。民族固有の神話に現れる祖先神とつながり、その民族の祭司王の役割を担ってきた天皇が、すべての国民を赤子として受け止めるという思想は誰もが否定しにくいのが近代日本の思想であるといえよう。

いずれにしても、明治維新後素早く近代化に成功した日本は、建前としては近代立憲君主国としての体制を整えたが、その本質においては古代の民族宗教である神道を基盤とした疑似宗教国家であったといえる。言い換えると日本の「国体²¹⁾」とはまさに天皇を中心とした疑似宗教国家体制を意味するものである。

このように天皇制と国家神道は日本帝国主義の成長とともに発展し、その過程で宗教政策を合理化するイデオロギー的支柱としての役割を果たした。例えば、日清戦争や日露戦

19) 亀井勝一郎(1976)「疑似宗教国家」『天皇制』三一書房、pp.43-44.

20) 蔵田雅彦(1990)「近代天皇制国家の宗教政策とキリスト教—日本統治下朝鮮を中心に—」『国際文化論集』第2号、桃山学院大学文学出版、p.31.

21) 日本の「国体」という場合は、日本の特殊性と優秀性を主張する概念であり、日本の建国や歴史の伝統に一貫して見られる天皇を長とした国風をいうのである。神島二郎(1981)『世界大百科事典』11巻、平凡社、pp.107-108.

争で勝利はしたものの、多くの戦死者を出した明治政府は民衆の不満を宥めるために戦死者たちを英霊として祭るべく東京に靖国神社を建設し、各地方には護国神社を建てたのである。

さらに天皇制イデオロギーの中枢に「八紘一宇」という侵略思想が含まれていることも指摘しなければならないのである。例えば、戦時下では天皇におけるファシズムが強化されればさほど神風、聖戦などのように侵略戦争を正当化するための論理が宣伝されたのである。

このような天皇制イデオロギーの拡張に重要な役割を果たしたのが所謂教育政策であった。前述のように明治期の近代天皇制の確立過程において宗教政策としての国家神道の成立と帝国憲法の発布とともに重要な役割を担ったきたのは教育勅語の採択であった。

教育勅語は天皇制イデオロギーを一般国民に幼い時から植え付ける役割を果たしたのである。

こうした教育勅語の起草は新教の自由を始めとする近代国家体制の支持者である法制局長の井上毅と神道主義者である枢密顧問元田永孚の合作であった²²⁾が、ここにおいても日本の近代化過程に作用した矛盾の両面性が調和・融合した論理を見受けられるのである。

いずれにしても、国家神道と合体した天皇制は、強い排他的ないし国粹的民族主義に支えられていた。神道そのものが日本固有の民族宗教であるばかりでなく、祖先崇拜と万世一系という神話的思想そのものが極めて排他的な民族主義を前提としているからである。

このような思想は、西欧の思想や宗教の波に対する防波堤のようなイデオロギーであると同時に国内の民主主義的改革や自由主義的思想、また信教の自由を求める動きに対しても牽制できるものであった。

満州事変以降の天皇制国家はキリスト教や共産主義などの外来思想・宗教を極度に危険視してそれらが持つ改革思想を国体に反するものとして治安維持法や不敬罪などの法的措置をもって処罰しただけではなく、戦時下においては国体にそぐわない思想や信仰に対しては容認せず積極的に転向を迫る政策をとったのである。

以上のように、天皇制国家の宗教・教育政策について考察したが、明治維新以後の近代天皇制国家は超宗教としての国家神道に支えられ、日本国民に例外なく天皇崇拝を強要する根本主義的な信念体系が確立するなかでまた大きな役割を果たしたのが教育勅語に代表される教育政策であった。次の項においては近代天皇制における教育政策に関して更なる考察を試みたい。

22) 前掲書、蔵田雅彦(1990)p.32.

3.2 国家神道と教育政策

大日本帝国憲法が發布された翌年である一八九〇年一〇月三〇日に「教育に関する勅語」が渙発された。政府はかねてから、憲法制定を機に、天皇中心の国体の教義を国民に徹底させ、民権思想の浸透を防ぐために、基本となるべき文章をつくって学校教育を通じて普及する政策的な構想を持っていた。このような構想は、明治天皇の意向もあって勅語の形式で出されることになり、内閣総理大臣山形有朋、文部大臣芳川顕正、枢密顧問官元田永孚、法制局長官井上毅が起草に参加した。

実際には、憲法草案の作成に大きな役割を果たした井上と元田が文章化にあたったが、両者の間では、思想的に大きな隔りがあった。

元田は儒教系の保守主義者で、憲法に「国教」をかかげ、これを「奉守」する義務を明記するように主張した国教論者であった。これに対して井上は、西欧流の合理主義者で、憲法草案の審議でも、宗教、道徳は国家の政務とは次元を異にすると主張した政教分離者であった。

天皇の宗教的權威を、道徳、教育の原基に据えようとする教育勅語の構想自体は、元田の主張に沿ったのであったが、井上は起草に参加する際に条件をつけ、国務上の詔書と区別して君主の個人的著作とし、内容は宗教にわたらない道徳宣言とすることを求めた。そのため教育勅語は両者の相容れない見解の妥協の産物となったが、基調には、元田の国教主義が貫かれる結果となった。

教育勅語は、冒頭で「朕惟うに、我が皇祖皇宗、国を肇むること宏遠に、徳を樹つること深厚なり」と述べ、日本の国家が神である皇祖皇宗によって始められ、道徳は皇祖皇宗に発しているとした。次に「我が臣民、克く忠に、克く孝に、億兆心を一にして、世世厥の美を濟せるは、此れ我が国体の精華にして、教育の淵源、亦実に此に存す²³⁾」と述べて、臣民の忠孝こそ国体の精華であり、教育の淵源も国体にあるとした。

道徳と教育が、天皇中心の日本国体に基づくとしたのにつづいて、教育勅語は儒教的な徳目を列挙して、これを守り行うことを命じ、戦争などの非常事態に際しては「義勇公に奉じ、以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし」として、これらの道徳を天皇と国のためにすべて捧げる行為に収斂した。この命令を遵守することは、忠良な臣民であるとともに、祖先を顕彰するものとされ、天皇への忠誠と祖先崇拜が巧みに結合されたのである。

この道徳を皇祖皇宗の遺訓として絶対化し、「之を古今に通じて謬らず、之を中外に施

23) 申長鎬(2019)「日本の天皇制国家形成に関する一考察—近・現代の天皇制を中心に—」『日本語文学』第86輯、日本語文学会、p.411.

して悖らず」とのべて、時代を越え、国家を越えた人類の普遍的道徳である²⁴⁾とした。

この宣言はそのまま現人神天皇が、日本に限定されない普遍的価値をそなえた絶対の神であることを主張したのであり、教育勅語は、それ自体「八紘一字」の侵略主義の思想的原点となる必然性を内包していたといえよう。

このような教育勅語に関する政策は、各学校に「下賜」されて、天皇制学校教育の聖なる基本文書となり、日清戦争の時期からは、各地の神社で神職が氏子をあつめて教育勅語の講話会を開くなどして組織的な普及が図られた。「宗教」に触れていない教育勅語は、その擬似政教分離主義のゆえに、国家神道の事実上の聖典となり、その後国民教化に絶大な威力を発揮することになったのである。

4. 終りに

近代天皇制国家は国家神道を宗教的な基盤として「万世一系」の「現人神」天皇を中心に据え²⁵⁾、身分制を再編成しながら欧米の制度を取り入れて近代国家の体制を整え、形成されたのである。

その一方では、人々の人権は認められず、国家に従属する存在としてとらえられたのである。前述のように近代天皇制国家が形成される初期段階において、岩倉は「祭政一致」を一貫して、天皇の神聖性や絶対性を正統化し、人々を内面から従属させることで「国体」を擁護し、政権基盤の安定、さらには欧米列国の侵略に対する国家としての独立をはかるために活動しながら、近代国家より天皇親政を成立させることを中心にしたのである。

これは近代天皇制国家形成の初期段階において大きく方向付けられることになった。その中でも岩倉は国体に基づく憲法制定を主張し、井上が執筆し岩倉の名によって提出した憲法意見書によって明治憲法を方向つけた。一八八九年に明治憲法が発布され、それを人々が反発することなしに受け入れたことは、人々に「現人神」天皇を中心とする国家体制を認めたことになり、近代天皇制国家が成立し、その過程で宗教・教育政策が大きな役割を担ったと考えられる。

24) 前掲書、村上重良(2007) pp.157-159.

25) 前掲書、朝熊香織(2000) pp.271-272.

【参考文献】

- 朝熊香織(2000)「近代天皇制国家の形成—岩倉具視の活動を通して—」『竜谷大学大学院文学研究科紀要』22集、竜谷大学紀要編集委員会、pp.267-268.
- _____ (2000)「近代天皇制国家の形成—岩倉具視の活動を通して—」『竜谷大学大学院文学研究科紀要』22集、竜谷大学紀要編集委員会、pp.271-272.
- 葦津珍彦(1987)『国家神道とは何だったのか』神社新聞社、p.15.
- 折口信夫(2003)「神道に現れた民族論理」、『古代研究Ⅱ 祝詞の発生』、中央公論社、p.139.
- 神島二郎(1981)『世界大百科事典』11巻、平凡社、pp.107-108.
- 亀井勝一郎(1976)「疑似宗教国家」『天皇制』三一書房、pp.43-44.
- 藤田雅彦(1990)「近代天皇制国家の宗教政策とキリスト教—日本統治下朝鮮を中心に—」『国際文化論集』第2号、桃山学院大学文学出版、pp.30-32.
- 島園進(2002)「国家神道とメシアニズム—天皇の神格化からみた大本教—」『天皇と王権を考える』第4巻、岩波書店、pp.247-250.
- 申長鎬(2019)「日本の天皇制国家形成に関する一考察—近・現代の天皇制を中心に—」『日本語文学』第86輯、日本語学会、p.411.
(DOI: <http://dx.doi.org/10.21792/trijpn.2019.86.019>)
- 高橋正衛(1969)『昭和の軍閥』中央公論社、p.105.
- 中島三千男(1972)「大教宣布運動と祭神論争—国家神道体制の確立と近代天皇制国家の支配イデオロギー—」『日本史研究』126巻、日本史研究会、pp.26-27.
- 福沢諭吉、「帝室論」、『福沢諭吉全集』第五巻、岩波書店、p.263、p.268.
- 村上重良(1970)『国家神道』岩波書店、p.225.
- _____ (2007)『天皇制国家と宗教』講談社学術文庫、p.17、pp.93-105、pp.157-159、pp.194-195.
- 文部省編纂(1937)「万世一系論」『国体の本義』、p.9.
- 国体の本義：<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%9B%BD%E4%BD%93%E3%81%AE%E6%9C%AC%E7%BE%A>(検索日2019.08.15)
- 関曠野コラム：<http://www.geocities.co.jp/WallStreet/4041/index.html>(検索日:2019.08.20)
- 村上重良の論旨：<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%9D%91%E4%B8%8A%E9%87%8D%E8%89%AF>(検索日2019.08.15)

논문 투고 일자 : 2019. 10. 13.
논문 심사 일자 : 2019. 11. 03.
게재 확정 일자 : 2019. 11. 06.

 <要旨>

 近代天皇制国家における宗教・教育政策に関する一考察
 ー明治期を中心にー

申長鎬

明治政府は王政復古がなされるとすぐに、神祇官を再興し祭政一致を目標とした神道国教化政策を進め、神仏分離とキリスト教禁止を押し進めた。しかし、西欧の帝国主義者による反対のために一八七三年にはキリスト教禁止が解除され、信教の自由の保証という近代国家の原則が受け入れられるようになった。

また、神祇官による神道国教化政策も仏教の反対や神道の態勢不備などによって挫折し、国民教化政策に道を譲ることになった。その仮定で神社神道から宗教性を無くし皇室神道と融合させることによる国家神道を形成し、宗教としての神道は教派神道として分離するという政策が推進されたのである。

このような政策が明文化されたのは大日本帝国憲法においてであるが、帝国憲法は万世一系の統治と天皇の神聖不可侵をうたうことにより明治国家の宗教制を表明しつつ、他方では前述したように信教の自由を保証するという両面性と矛盾を内包する結果となった。

以上のような観点から本稿では、天皇制国家における宗教政策の転換による国家神道体制の確立を教育政策で打ち出した明治国家のイデオロギー政策を把握し、考察したい。

 A Study on Religion and Education Policy in Modern Emperor State
 ーFocusing on the Meiji periodー

Shin, Jang-Ho

As soon as the restoration of the monarchy was completed, the Meiji government restored Gion to promote the nationalization of Shintoism with the aim of achieving the unity of the church, and pushed ahead with the separation of gods and the prohibition of Christianity. However, the Christian ban was lifted in 1873 due to opposition from Western imperialists, and the principle of freedom of religion was accepted by modern nations.

In addition, the ministry's Shintoism policy, which was defeated by opposition to Buddhism and lack of control over Shintoism, was given way to nationalism policy. Under this assumption, the government was promoted to form national Shintoism and separate Shintoism as a religion as a sect of Shintoism by eliminating religion and merging it with Imperial Shintoism.

Such a policy has been clarified in the Constitution of the Empire of Japan, but the Constitution declares the religious system of the Meiji State by inviolating the Emperor's sacredness, while guaranteeing the inclusion of contradictions and religious freedom.

From this perspective, we will examine and understand the ideological policies of Meiji State, which set forth the establishment of a national Shinto system through the conversion of religious policies in the state of the Emperor in educational policies.